



## 国土利用の実態把握等に関する有識者会議（第2回）

### アメリカおよびイギリスにおける対内直接投資規制の概要

慶應義塾大学大学院法務研究科  
渡井 理佳子

# アメリカにおける対内直接投資規制

- I アメリカにおける対内直接投資規制の導入
- II 審査機関 —CFIUSの構成—
- III 審査基準と考慮要素
- IV 2018年改正の背景
- V 2018年外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)の概要
- VI 不動産取引

# I アメリカにおける対内直接投資規制の導入

## 2018年改正前の安全保障に基づく対内直接投資規制

- 1989年 Exon-Florio Amendment
- 2007年 Foreign Investment and National Security Act (FISIA)
- 審査の対象  
アメリカの企業に外国の支配(control)が及ぶ取引全般  
アメリカの企業が投資計画に直接関わっていない場合であっても、当該取引がアメリカの安全保障に外国の支配をもたらすものであるならば、審査の対象となる。
- 対内直接投資計画がもたらす安全保障上の影響についての審査
  - ①外国の支配が及ぶことが、アメリカの安全保障に対して脅威をもたらすことにつき、信頼できる証拠あり
  - ②国家緊急経済権限法(IEEPA)による以外、安全保障を確保する手段なし



大統領の中止命令  
(司法審査の対象外・情報公開法の適用除外)

## Ⅱ 審査機関—CFIUSの構成—

### 対米外国投資委員会

Committee on Foreign Investment in the US (CFIUS, 50 USC 4565(k))

- 委員長 財務長官  
審査は、財務長官と主務官庁が中心となっていく。
- 委員 以下の各省の長
  - 商務省
  - 国防総省
  - 国務省
  - エネルギー省
  - 科学技術政策局
  - 国土安全保障省
  - 通商代表部
  - 司法省
- 議決権のない委員
  - 国家情報長官
  - 労働省長官

### Ⅲ 審査基準と考慮要素(2018年改正前の考慮要素)

安全保障の概念をめぐるっては、審査の考慮要素 (50 USC 4565 (f)(1)-(11))が参考になる。

<p>Exon-Florioの 5項目</p>	<p>国防・ 軍事 関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①買収対象産業の国防上の重要性</li> <li>②買収対象が関わる国防上の需要と国内供給の程度</li> <li>③買収により国防に関わる国内産業・経済取引に生じる外国の支配</li> <li>④買収がテロ支援国家・ミサイル技術・生物化学兵器の拡散に与える潜在的影響</li> <li>⑤買収が国家安全保障に関わる技術移転に与える影響</li> </ul>
<p>FINSAの 追加6項目</p>	<p>国土 安全 保障 関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥買収が重要産業基盤にもたらす潜在的影響</li> <li>⑦買収が基幹技術にもたらす潜在的影響</li> <li>⑧外国政府による支配の可能性</li> <li>⑨外国投資家の国籍国の核不拡散防止・テロ対策におけるアメリカとの協力関係</li> <li>⑩買収がエネルギー供給や重要資源調達の長期見通しに与える影響</li> <li>⑪大統領・CFIUSが重要と考える他の要素</li> </ul>

## IV－1 2018年改正の背景(立法過程)

- National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019(国防授權法)
  - ① Foreign Investment Risk Review Modernization Act (FIRRMA)  
外国投資リスク審査現代化法 = 財務省
  - ② Export Control Reform Act of 2018 (ECRA)  
輸出管理改革法 = 商務省産業安全保障局
- 改正の背景 = 超党派の取組み  
2018年1月18日上院銀行住宅都市問題委員会におけるCornyn上院議員の発言  
<https://www.congress.gov/115/chrg/CHRG-115shrg29914/CHRG-115shrg29914.pdf>

“The context for this legislation is important and relatively straight forward, and it’ s China.”

“The Chinese have figured out which dual-use emerging technologies are still in the cradle, so to speak, and not yet subject to export controls.”

“FIRRMA would expand the jurisdiction of CFIUS to cover … certain real estate transactions near military bases.”

## IV-2 2018年改正の背景(2018年改正前の投資中止命令)

- 大統領の中止命令(2018年改正前)

年	大統領	外国投資家	概要
1990	ブッシュ	中国	宇宙航空技術輸出入公司(CATIC)によるアメリカの航空機部品メーカーMAMCOの買収。
2012	オバマ	中国	三一重工の関連企業Rallsによるアメリカの風力発電関連企業4社の買収。買収成立後の審査開始事案。
2016	オバマ	中国	投資ファンド福建芯片投資基金によるドイツの半導体企業AIXTRONの買収。技術流出防止が理由、ドイツ政府はいったん承認していた。
2017	トランプ	中国	投資ファンドCanyon Bridgeによるアメリカの半導体企業Latticeの買収。
2018	トランプ	シンガポール	半導体企業ブロードコムによるアメリカの半導体企業Qualcommの買収。

## IV-3 2018年改正の背景(改正前における不動産投資案件)

---

- 2012年 Ralls(三一重工)によるオレゴン州風力発電所関連企業の買収  
=大統領の中止命令
- 2014年 安邦保険集団によるニューヨーク Waldorf Astoria ホテルの買収計画  
=CFIUSの承認
- 2016年 安邦保険集団によるサンディエゴ del Coronado ホテルの買収計画  
=当事者が計画中止
- 2018年 海航集団が2016年にニューヨーク 850 Third Aveの90%を取得  
=CFIUSが売却を命令



## V - 1 FIRRMMAの概要(審査対象)

- 1 外国投資家によるアメリカ事業の買収等であって、アメリカ事業に対する支配をもたらすもの(従来)
- 2 支配には至っていない投資のうち以下の両方に該当するもの
  - (1) TIDアメリカ事業
    - ① Critical Technology = Emerging & Foundational Technologiesを含む重要技術の生産、設計、試験、製造、製作または開発
    - ② Critical Infrastructure  
重要産業基盤の保有、運営、製造、供給またはサービス提供
    - ③ Sensitive Personal Data  
アメリカ市民の機微にわたる個人データの保持・収集
  - (2) 一定の権利を付与する投資 Non-Controlling but Non-Passive
    - ① 非公開の重要な技術情報へのアクセス
    - ② 取締役会の選任権・監督権
    - ③ 議決権行使以外の方法による意思決定への関与
- 3 一定の不動産売買・賃貸・権益の譲渡

## V-2 FIRRMMAの概要(審査プロセス)

審査機関	審査段階 審査期間	次の段階への移行要件 (買収計画が承認されれば、次の段階には移行しない)
対米外国投資委員会	新設 通知前手続	申告(Declaration) 一定の場合に義務的申告 <u>不動産取引は非該当</u> 申告期間: 取引完了45日前まで、CFIUSは30日以内に判断
	第1次審査 45日間	買収計画当事者からの任意の通知(Notice)によって審査開始 第2次審査への移行要件 ①第1次審査で投資計画が承認されず、安全保障を損なう危険 ②外国政府による投資計画 ③重要産業基盤に関わる投資計画 ④主務官庁が第2次審査を推奨し、CFIUSが承認
	第2次審査 45日間 (最長75日)	安全保障への脅威の軽減に向け、軽減合意の成立を目指す 第3次審査への移行要件 安全保障への脅威が軽減されず、第2次審査の終結時に承認出ず
大統領	第3次審査 15日間	①外国の支配が及ぶことが、アメリカの国家安全保障に対して脅威を及ぼすことにつき、信頼できる証拠がある。 ②国家緊急経済権限法(IEEPA)による以外、国家安全保障を確保する手段がない。  <b>中止命令</b>

## V-3 FIRRMMAの概要 (FIRRMMAにおける考慮要素)

- ・ 議会決議 FIRRMMA 1702(c)
  - 1 重要な技術・重要インフラの獲得を戦略的な目標として掲げる特定懸念国 (country of special concern)による投資
  - 2 外国政府・外国人投資家による支配の蓄積または重要産業基盤・エネルギー資産・重要物質・重要技術をめぐる取引が、安全保障にもたらす潜在的影響
  - 3 アメリカの法規制の遵守状況
  - 4 安全保障上の要求を充たすための人的資源・製品・技術・物質・その他の供給能力・提供力に与える影響
  - 5 特定可能な人的情報・遺伝子情報・その他アメリカ国民の機微にわたる情報が、外国政府・外国人投資家にわたることが安全保障にもたらす危険
  - 6 サイバーセキュリティへの影響

## V-4 FIRRMAの概要(同盟国・特定懸念国)

- ・ 同盟国との関係 50 USC 4565(c)  
FIRRMAは、CFIUSにアメリカの同盟国と情報を共有するための制度の構築を求めている。
- ・ 特定懸念国(country of special concern) 50 USC 4565(a)(4)  
アメリカの優位を脅かすことにつながる重要な技術または重要インフラの獲得を戦略的な目標として掲げる特定懸念国に関わる取引であるかが、審査の際の考慮要素となっている。
- ・ 「ホワイト国」(excepted foreign state) 31 CFR 800.218  
イギリス、オーストラリア、カナダ  
Five Eyesから、対内直接投資の件数が相対的にそれほど多くはないと認められるニュージーランドを除いた諸国であると評価することができる。
- ・ 2022年2月13日以降の指定 31 CFR 800.1001(a)/ § 802.1001(a)  
CFIUSが指定した国家に加え、安全保障上のリスクとの関係で対内直接投資を分析し、アメリカとの連携を可能とする手続を制定し、それを実際に運用している旨をCFIUSが指定した国家が「ホワイト国」となる。

## V-5 FIRRMMAの概要 ( FIRRMMAの下での中止命令)

年	大統領	外国投資家	概要
2020	トランプ	中国	ソフトウェア開発企業Beijing Shijiによるアメリカのホテル向けクラウドサービス事業の買収。
2020	トランプ	中国	プラットフォーム運営企業ByteDanceによるアメリカのソーシャルメディアサービスの買収。

## VI-1 不動産取引(審査対象 50 USC 4565 (C) )





改正後は不動産のみの取引が審査の対象に加えられた。

- CFIUSの審査対象取引 (covered real estate transaction)  
外国投資家による審査対象不動産の売買・賃貸・権益の譲渡であり、当該不動産について財産権の4要素(物理的にアクセスする権利、他者の物理的アクセスを排除する権利、修繕・開発する権利、固定資産を付着させる権利)のうち3要素をもたらすもの
  
- 適用除外  
単一の住宅ユニット、都市化区域にある不動産
  
- CFIUSの審査対象不動産 (covered real estate, 31 CFR Part 802, Appx A)
  - (1) 空港・港湾内
  - (2) 軍・政府施設
    - ①Close Proximity: Appx A Part 1/Part 2の施設から1マイル以内
    - ②Extended Range: Appx A Part 2の施設から100マイル以内
    - ③Ballistic Missile: Appx A Part 3の区域内
    - ④Off-shore Navy Range: Appx A Part 4の区域内

## VI-2 不動産取引(審査対象不動産の判断ツール)

### アメリカ財務省ウェブサイト・国勢調査局ウェブサイトより検索

CFIUS Part 802 Geographic Reference Tool

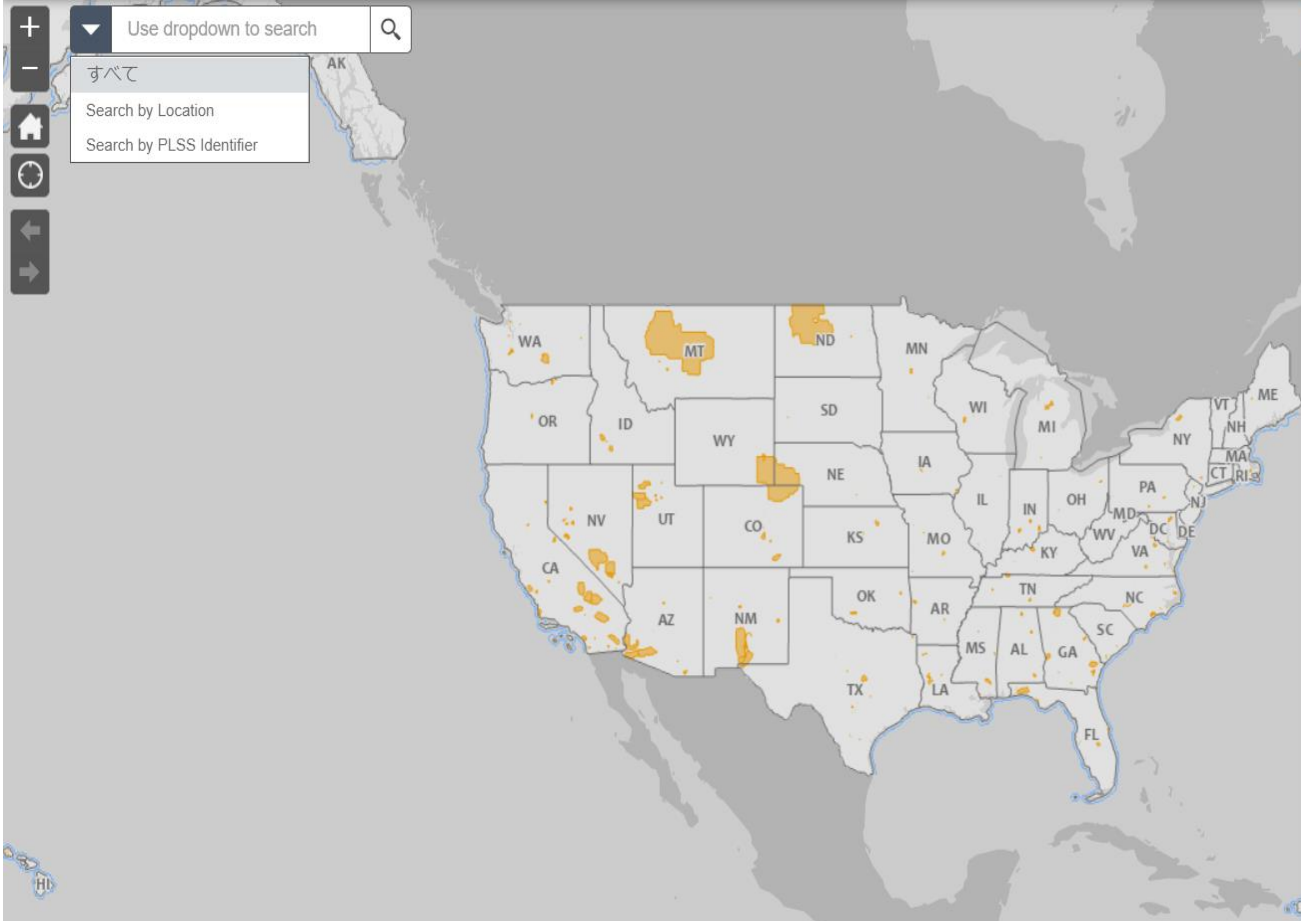
+

Q



すべて


Search by Location

Search by PLSS Identifier



Information



CFIUS Part 802 Geographic Reference Tool

---

The CFIUS Part 802 Geographic Reference Tool was developed to assist the public in understanding certain aspects of the regulations at 31 C.F.R. part 802 (part 802) in connection with specific real estate locations. The Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS) provides this tool for general reference only; it should not be interpreted as guidance or an advisory opinion by CFIUS with respect to any particular transaction.

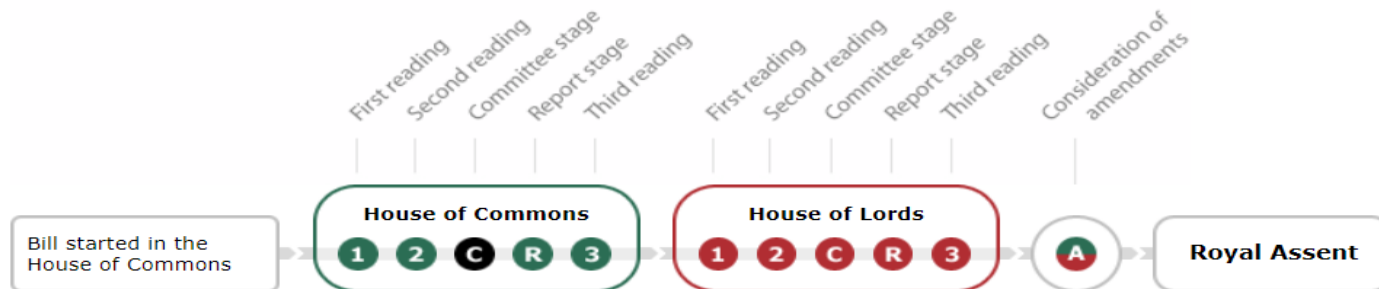
Key features of this tool include U.S. Census Bureau designated urbanized areas and urban clusters as well as information pertaining to a publicly available dataset of Department of Defense properties, which includes, among other sites, the military installations identified in parts 1 to 3 of appendix A to part 802. Using this tool to identify some important features in and around a specific geographic location may help those who are considering whether to submit a voluntary notice or declaration to CFIUS.

# イギリスにおける対内直接投資規制

## I イギリスにおける対内直接投資規制

## II National Security and Investment Bill の概要

Progress of the Bill



### Last events

**2** 2nd reading: House of Commons 17 November, 2020 | 17.11.2020

Programme motion: House of Commons (no debate) | 17.11.2020

Money resolution: House of Commons (no debate) | 17.11.2020

### Next event

**C** Committee stage: House of Commons | 24.11.2020

- [Read debates on all stages of the National Security and Investment Bill 2019-21](#)

UK Parliament <https://services.parliament.uk/Bills/2019-21/nationalsecurityandinvestment.html>



# I イギリスにおける対内直接投資規制

- 現行の規制 Enterprise Act of 2002  
企業結合の観点から、対内直接投資に関する規制が設けられており、技術流出防止の観点から2018年に見直しがなされたところであった。
  - 企業法に基づく審査は、イギリス市場における競争の確保にある。  
安全保障に関しては、“public interest”の基準から検討がなされていた。
- 2018年7月 ビジネス・エネルギー・産業戦略省の白書  
National Security and Investment  
安全保障への脅威をもたらす企業買収などの対内直接投資については、企業法とは別の審査体制を構築する必要性を指摘。
  - core area を規制の対象とし、民事・刑事の制裁を導入することを検討。
- 2020年11月11日 National Security and Investment Bill  
2021年中に施行される可能性がある。

## Ⅱ－1 National Security and Investment Bill の概要

Core Area: 義務的申告の対象となる17事業

- ① 原子力発電
- ② 通信
- ③ データインフラストラクチャー
- ④ 防衛
- ⑤ エネルギー
- ⑥ 運輸
- ⑦ 人工知能
- ⑧ 自律型ロボット
- ⑨ コンピュータハードウェア
- ⑩ 暗号化認証
- ⑪ 新素材
- ⑫ 量子技術
- ⑬ 生物工学
- ⑭ 政府に不可欠なサプライヤー
- ⑮ 緊急事態において不可欠なサプライヤー
- ⑯ 軍事またはデュアルユース技術
- ⑰ 衛星および宇宙技術

これ以外の事業に対する  
投資であっても、閣内大臣の  
call-in の対象にはなり得る。

## Ⅱ－2 National Security and Investment Bill (概要)

- ・ 審査の対象

一定の基準を設けることはせず、投資計画を幅広く審査の対象に含めている。

(1) 議決権の取得

- ① 25%以上、50%以上、75%以上、
- ② 審査対象事業の業務に関わるあらゆる種類の決議の可決または阻止を可能とする議決権の取得。

(2) 実質的な支配権の取得

審査対象事業の経営方針に対する重要な影響力の獲得

(3) 財産 (Asset) の取得

- ① 財産の使用または従前を上回る程度での使用
- ② 財産の使用を指示・支配し、または従前を上回る程度で財産の使用法を指示・支配している場合

## Ⅱ－3 National Security and Investment Bill (概要)

---

- 審査機関  
ビジネス・エネルギー・産業戦略省に設置される。
- 審査期間  
原則として30日、さらに45日間の延長あり。  
審査期間中も取引を継続できるが、義務的申告の対象となっている場合は、承認が出されるまでは完了することはできない。
- 審査結果  
承認、条件付き承認、中止がある。